令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱(目的及び交付)

第1条 市長は、子どもの孤食の防止及び居場所の確保並びに世代間の交流を図り、食環境の向上及び地域で子どもを見守る環境づくりを支援するため、山形市内において子どもの居場所づくりを実施する市民活動団体等が子どもの居場所の新規開設、拡充及び移転を行う場合に係る経費に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則(昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において「子どもの居場所づくり」とは、家庭的な環境の中で食事をする機会の少ない子どもの孤食の防止、居場所の確保、自主学習その他の学びの支援及び世代間の交流を目的として、当該子どもに食事の提供(手作りのものに限る。以下同じ。)、学習支援及び世代間の交流(以下「食事の提供等」という。)を行うための場を提供し、当該食事の提供等を行うものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 食事の提供等の主な利用者は、18歳未満の地域の子どもであること。
 - (2) 食事の提供等の開催1回当たり5人以上の利用を見込めること。
 - (3) 食事及び学習支援を無料で提供するものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、食事の費用(当該食事の実費相当分をいう。以下同じ。)を食事の提供を受けた利用者から徴収することができる。
 - ア 食事の費用の支払ができない子どもに対する配慮がなされている場合
 - イ 食事の費用を低廉な料金に設定する場合
 - (4) 食事の提供等の利用者を広く募集するものであって、原則として、月1回以上食事の提供等を実施し、かつ、継続して事業の実施をすることができること。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体等(法人格を有しないものを含む。)であって、市内において5年以上継続して子どもの居場所づくりを実施する意思及び能力を有するものとする。
 - (1) 市民活動団体等の構成員名簿及び規約、会則その他の市民活動団体等の組織運営に関する明文の定めを有すること。
 - (2) 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動するものであること。

- (3) 市民活動団体等の代表者が18歳以上であること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としたものでないこと。
- (6) 市民活動団体等の代表者及びその構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (7) 感染症対策を行うこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 新規事業 新たに子どもの居場所づくりを始める事業をいう。
 - (2) 拡充事業 子どもの居場所づくりを既に実施している場合において、食事の提供等 の定員又は開催回数を増やす等、より多くの子どもが利用することができる環境を整備する事業をいう。
 - (3) 移転事業 子どもの居場所づくりを既に実施している場合において、食事の提供等を実施する建物の老朽化その他食事の提供等を継続できないやむを得ない事情により 当該実施場所を市内において変更する事業をいう。

(事業の実施体制)

- 第5条 補助対象事業の実施に当たっては、現場統括責任者を配置し、地域住民その他関係者に対し説明を行い、その理解を得るほか、周囲の環境及び食事の提供等の運営時間に配慮しなければならない。
- 2 補助対象者は、関係する法令等を遵守し、適正な衛生管理及び安全確保を行うものとする。
- 3 次条に規定する補助対象経費に該当する備品等であっても、可能な範囲で構成員自ら が持ち寄るなど、工夫して補助対象事業を実施するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施した補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費(この要綱による補助金又は当該補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けたものを除く。)とする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入の額を減じて得た額(以下「補助基準額」という。)に別表に定める補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 前項に規定する補助金の額の上限は、別表に定める補助限度額とする。 (事前協議)
- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請予定者」という。)は、あらか じめ市長と協議をしなければならない。

(交付申請等)

- 第9条 前条の規定により協議を行った交付申請予定者(以下「交付申請者」という。)は、 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定め る日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業計画書(別記様式第 1号)
 - (2) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業収支予算書(別記様式第2号)
 - (3) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額調書(事業費積算)(別記様式第2号-1)
 - (4) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額調書(補助基準額積算) (別記様式第2号-2)
 - (5) 施設設備工事費にあっては、工事をする内容が分かる書類及び見積書の写し
 - (6) 備品購入費にあっては、購入する備品の詳細が分かる書類及び見積書の写し
 - (7) 賃借料等にあっては、実施場所に係る賃貸借見積書、賃貸借契約書、使用許可書等 の写し
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 交付申請者は、前項の申請書の提出に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63年法律第108号)に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の 金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率

を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない交付申請者については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定したときは、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により当該交付申請者に対し通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第7条 第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和7年度山形市子ど もの居場所づくり支援事業費補助金事業変更等承認申請書(別記様式第4号)により、 同項第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和7年度山形市子ども の居場所づくり支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)によ り市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認するときは、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(別記様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。 (申請の取下げ)
- 第12条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げは、第10条の規定による補助金の交付決定の通知があった日から起算して30日以内に、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付申請取下書(別記様式第7号)により行うものとする。 (実績報告)
- 第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日(第11条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から起算して30日を経過する日)又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業実績報告書(別記様

式第1号)

- (2) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額実績調書(事業費積算) (別記様式第2号-3)
- (4) 施設設備工事費にあっては、工事契約書及び工事に係る経費の領収書の写し並びに 工事の着工前と完成後の状況が分かる写真
- (5) 備品購入費にあっては、購入した備品の領収書の写し及び当該備品の写真
- (6) 賃借料等にあっては、使用料又は賃借料の領収書の写し並びに補助対象事業を実施した場所及びその実施状況が分かる写真
- (7) 補助対象事業に係る実施記録(帳簿、通帳、事業実施状況の分かる書類等)の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 第9条第2項ただし書に規定する交付申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等 仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9条第2項ただし書に規定する交付申請者は、第1項の実績報告書を提出した後に おいて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が 確定した場合は、その金額(前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額 を減額した交付申請者にあっては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た 額)を、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第8号)により速やかに 市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額確定通知書(別記様式第9号)によるものとする。 (交付決定の取消し)
- 第15条 規則第16条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 年度の途中で市民活動団体等を解散したとき。
 - (2) 補助金の交付後3年を経過する前に子どもの居場所づくりの活動をやめたとき。 (補助金の返還)

第16条 市長は、規則第16条及び前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、その取り消した日から起算して30日以内に、当該交付決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第17条 規則第18条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、この要綱による補助金の交付を受けて取得した価格5万円未満の備品等を除いた財産とする。
- 2 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間は、5年とする。
- 3 交付決定者は、この要綱による補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、 補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備等)

第18条 規則第19条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

	補助対象経費	補助対象経費の詳細	補助率等
施設設備	食事の提供等に必要な建物	(1) 冷暖房設備	補助金交付年数
工事費	及び設備の改修(屋根、外壁	(2) 消防設備	1年度目
	その他建物の構造及び設備	(3) その他建物や設備の	補助率
	に係る大規模な工事を除	軽微な改修	2/3
	く。)に要する費用で、次の各		補助限度額
	号のいずれにも該当するも		50万円
	0		
	(1) 食事の提供等の実施場		
	所となる建物等について		
	賃貸借契約等を締結して		補助金交付年数
	いること。		2年度目
	(2) 食事の提供等を実施す		補助率
	るために専用使用する建		1/2
	物等であって、当該建物等		補助限度額
の所有者から当該建物及			30万円
	び設備の改修について同		
	意を得ているものである		
	こと。		
備品購入費	食事の提供等に直接必要で、	(1) 事務備品	補助金交付年数
	かつ、使用頻度の高い物品の	必要最低限のもの	3年度目
	購入に要する費用	(2) 利用者用備品	補助率
		机及び椅子	1/2
		(3) 環境整備備品	補助限度額
		畳、カーペット及び	20万円
		段差解消用品	
		⑷ 調理備品	
		ガス又はIHコンロ、	

		電子レンジ、炊飯器、	
		冷蔵庫及び食器棚	
		(5) 衛生管理備品	
		掃除機	
 賃借料等	次に掲げる費用(補助対象者		
	又は当該市民活動団体等の		
	構成員が所有する建物等に		
	係るものを除く。)		
	(1) 食事の提供等を実施す		
	るために、実施場所の使用		
	の都度、使用料を支払う場		
	合の当該使用料。ただし、		
	使用1回当たりの使用料		
	にあっては1万2千円を、		
	1か月当たりの使用料に		
	あっては6万円を上限と		
	する。		
	(2) 食事の提供等を実施す		
	るために、実施場所に係る		
	賃貸借契約を締結し、当該		
	実施場所を専用使用して		
	行う場合の賃借料		
	(3) 食事の提供等に要する		
	備品等を保管するための		
	倉庫等に係る賃貸借契約		
	を締結した場合の賃借料		

備考 この表における設備及び備品は、長期間の使用に耐え得るものとし、協議の上、市 長が必要と認めるものとする。また、原状回復に係る費用は、補助対象経費の対象外と する。

別記

様式第1号(第9条、第13条関係)

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業計画(実績報告)書

組織・団体名	
代表者氏名	
組織・団体の所在地	
電話番号	
事業名	
事業内容	
開催日時	
令和7年度中の 開催(予定)回数	
開催場所	
対象者	
定員 (1回当たりの参加人数の上限)	
参加費 (利用者負担金)	
保健所への届出・許可等の状況※ (いずれかに○)	届出・許可等の手続が完了している。 届出・許可等が必要で、現在手続中である。 (年月に手続が完了する見込み) 届出・許可等が不要である。
備考	上記以外で特記事項があれば記載すること。

※保健所への手続の詳細については、山形市保健所生活衛生課食品衛生係にご確認ください。

H == +/ /-		
田語者名・		
中明1411.		

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金事業収支予算(決算)書

1 収入

(単位:円)

項目	予算(決算)額	適用
≒ 1		

2 支出

(単位:円)

項目	予算(決算)額	適用
計		

\rightarrow	3+ +/ H		
ж	==/	•	
т	請者名		

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額調書(事業費積算)

(単位:円)

94. 国体友	総事業費	補助対象経費	収入額	補助基準額	補助金額	補助限度額
組織・団体名	A	В	С	D = B - C	E	F

【記入上の留意点】

A:補助対象事業に要した全経費

B:様式第2号-2で積算した補助対象経費の合計額

C:様式第2号-2で積算した収入額の合計額

D:Bの補助対象経費-Cの収入額

E:Dの補助基準額×補助率(千円未満切捨て)又はFのいずれか少ない額

F:別表(第6条関係)に記載する補助限度額

\rightarrow	3+ + + H	
ж	== -	•
т	請者名	•

③補助基準額

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額調書(補助基準額積算)

(支出)			(単位:	: 円)
	施設設備工事費			
壮	備品購入費			
補助対象経費	賃借料等			
補助対象経費合計				1)
(収入)				
	寄附金			
収入額	他の補助金			
(全四人之の地の田3姓)	(補助金名)		
(寄附金その他の収入額)	上記以外の収入			
	(内容)		
収入額合計				2
		前助基準額 = ①補	前助対象経費合計 – ②□	—— 収入額合計

. I I. I.A. C.	
申請者名:	
下阴1121111	

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額実績調書(事業費積算)

(単位:円)

総事業費 補助対象経費 施設設備 備品購入費 賃借料等 工事費				収入額 C	補助基準額 D=B-C	補助金額 E	補助限度額 F	

【記入上の留意点】

A:補助対象事業に要した全経費

B:補助対象経費

C: 寄附金その他の収入額

D:Bの補助対象経費-Cの収入額

E:Dの補助基準額×補助率(千円未満切捨て)又はFのいずれか少ない額

F: 別表(第6条関係)に記載する補助限度額

補助金額(千円未満切捨て)

Ш

第 号年 月 日

様

山形市長

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日で申請のありました標記の補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条の規定により、下記のとおり条件を付して交付すること(下記の理由により交付しないこと)と決定しましたので通知します。

記

1	事業名	
2	交付決定額	
3	交付決定の条件	
4	不交付の理由	

(注)この決定(不交付の決定を除く。)に不服があるときは、この決定の通知のあった日から起算して30日以内に令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付申請取下書(別記様式第7号)を市長に提出することにより補助金の申請を取り下げることができる。

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金 事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容

3 変更の理由

- 4 添付書類
 - (1) 交付申請書の添付書類のうち変更に係る書類
 - (2) その他必要な書類

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金 事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 中止 (廃止) の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期 (廃止の時期)
- 4 添付書類

第 号年 月 日

様

山形市長

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金 事業(変更・中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金に係る事業の(変更・中止・廃止)について、下記のとおり承認しますので、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

1	事業名	
2	交付決定額	
3	承認の内容	
4	承認の条件	

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金 交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、山形市補助金等の適正化に関する規則第9条第1項の規定により、下記により申請を取り下げます。

- 1 事業名
- 2 交付決定額
- 3 申請年月日
- 4 不服の内容又は決定に付された条件及び理由

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者氏名

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知があった補助金について、令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の補助金の額の確定額
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額
- 5 添付書類
 - ※補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳等

第 号年 月 日

様

山形市長

令和7年度山形市子どもの居場所づくり支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出がありました標記の補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

1	事業名	
2	交付決定額	
3	交付確定額	